

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

○松浪委員長 満たしていません。

○階委員 満たしていない。満たしていなければ、今、審議できないんじゃないですか。

○松浪委員長 今、声をかけているんですけれども。

○階委員 では、そろうまで質疑はできません。

○松浪委員長 では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、武藤（容）委員長代理着席〕

〔武藤（容）委員長代理退席、委員長着席〕

○松浪委員長 速記を起こしてください。

○階委員 これより会議を続行します。階君。

○松浪委員長 速記を起こしてください。

○階委員 やはりこの決算行政監視委員会は、果たす使命が大きいと思っていますから、ぜひ与党の皆さんも来ていただいて……（発言する者あり）河野太郎先生も昨年、一昨年と一緒に事業仕分けをこの国会でやったわけですから、せつかくいい仕事をしてきた決算行政監視委員会を……（発言する者あり）暴言はやめてください。失礼ですよ。河野太郎さん、今何と言いましたか。

○松浪委員長 我々が与党のときだって、与党の定足数が足りないということで委員会をとめられたこともありました。

○階委員 おろか、この議場にすら人がまばらということです。

○松浪委員長 委員長、今、定足数を満たしているかどうか、確認していらっしゃいますでしょうか。

○松浪委員長 満たしていません。

○階委員 満たしていますか。

平成二十三年度及び平成二十四年度の復興関連予算の執行状況は、歳出予算現額が十九・九兆円、未執行額は約四・五兆円、執行率約七七・二%となっています。

これらの未執行額は、主にまちづくりや除染実施の計画策定について、地元との調整に時間を要したことなどにより生じたものと承知しております。

○松浪委員長 今何と言いましたか。

○階委員 これを子細に見ますと、私がきょうお配りしている資料一の方です。この資料一で、これは平成二十三年度の予算と平成二十四年度、この年から復興特会とかができたものですから、これは特会に係る予算なんですが、平成二十三年度の方は二年間にわたっての累計の執行率であります。その累計の執行率が八一・八%。なお、繰り越されたものが三・八%ということになつております。

この要因が、きょう私の手元にあるのが会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」ということで、河野太郎さん、今何と言いましたか。

○松浪委員長 例えは平成二十三年の第三次補正に掲げられた災害復旧等事業費、水産に係るものですが、二千三百四十六億円計上されました。執行率は一七・九%ぐらい、事故繰越率は三九・九%ということです。作業員が足りないということが事故繰り越しの理由になつているということです。

○松浪委員長 それから、公立学校の施設災害復旧費というところを見ますと、事故繰越率は二五・五%。これは他事業との調整がつかなかつたということで、

先ほど大臣がおっしゃったことに関係するかと思
います。

また、平成二十四年度の復興特会でいうと、繰
越し率、これはまだ一年間だけですから事故繰り越
しではなくて普通の繰り越しなんですが、これが
三二・八%、執行率の方で見ますと六三・四%と
いうことで、大変高い状況になつております。

こうした調査結果を踏まえて、今申し上げた会
計検査院の報告書では四つのことを指摘している
わけです。「事業の実施計画や規模等は適切かな
どについて的確に検討する」、それから「事業実
施の障害となつていて、必要に応じて見直す」、三点目として「復興
事業が有効かつ効率的に実施されるよう優先度等
も考慮するなどして予算の配分や人的・技術的支
援を行う」、四点目として「事業が適切に実施さ
れているなどについて確認して、不適切な事態
や障害となつていて、既存の制度の見直しも含めて迅速な措置を講ずる」といった
ことが会計検査院の所見として述べられておりま
す。

そこで、私からは、今、不適切な既存の制度の
見直しも含めてということがありましたが、これ
既存の制度を見直すという中で、やはり住宅再建
を進めるためには、用地の取得に関する制度を見
直さなくてはいけないのではないかと考えており
ます。

お配りしている資料の二というところを「らん
になつていただければと思います。

復興庁の方でも御尽力いただいていると思いま
す。

す復興加速化プログラム、こちらで現行制度の運用の円滑化を図るためにいろいろなことはやつて
いると思いますが、この「手続の流れ」というと
ころで見ますと、事業認定の申請準備から始まり
まして、実際に申請して、事業認定の告示、それ
から収用裁決の申請準備をして、実際に申請して、
収用裁決、ここまで終わつて補償金の支払いがな
されて、権利取得、明け渡しということで、土地
が使えるようになつて工事が始まるということで、
いろいろ期間を短縮するために御努力されている
んだと思いますけれども、それでもなお、この明
け渡しのところまでいくには一年半から二年程度
かかるのではないかというふうに言われておりま
す。

他方、そのような期間、着工をおくらせていい
のかどうかということで、資料三を「らんになつ
ていただければと思います。

これは岩手県の方で作成した資料でございます
けれども、一番下に表があります。権利者調査の
状況、平成二十五年九月末現在ということなんで
すが、私はこの数字を見て衝撃を受けました。
県と市町村で、復興のために必要な土地、契約
の件数にすると約二万件あります。懸案事項が
ないというのが八千件ぐらい。残りの一万二千件
のうち、懸案件数が四千件ぐらい。この懸案件数
という中には、多数の権利者がいて、また抵当権
なども付されている、あるいは行方不明、所有者
不明というのがありますということで、こういう、
特に多数権利者については、どうやってその人た
ちと接触して同意をとるかということがあります。

こういった懸案件数が四千件近く。
そのほかに、不明、分類困難が八千件近くあり
ます。この不明、分類困難というのは、まだその
権利者の調査すらなされていない、まだこれから
調べるということです。特にこの件数は市町村の
方で多い。市町村はマンパワーが足りないです
から、かつ、その契約予定件数も多いです。高台移
転であるとか、その他いろいろな事業でたくさん
の土地を契約して、そして公用地として取得しな
くてはいけない。

こういうことですから、今のままでいくと、どん
どん復興がおくれていきかねない。ですから、先
ほどの会計検査院の指摘にあるように、既存の制
度の見直しというのもしていかなくてはいけない
と思っております。

この点について、復興大臣、御所見をお伺いし
ます。

○根本国務大臣 私も委員と同じ問題意識を共有
しております。ですから、復興加速措置、第三弾
にわたつてまとめました。

特に、第三弾でまとめた用地取得加速化プログ
ラム、これは、用地取得の迅速化のために、復興
事業のための特別措置を盛り込んでおりまして、
なお、私は、それぞれの制度、深掘りをさせまし
たから、これはいろいろ新たな特別立法という議
論もありましたが、今の制度の枠組みの中で最速
のスケームをつくつたつもりであります。

例えば、財産管理制度、これは委員が大変詳し
いわけであります。財産管理制度も、家庭裁判
所への提出書類の簡素化など、自治体の事務負担

の軽減を図っておりますし、あるいは財産管理制度や土地収用制度の手続に要する期間、これの大半が短縮も図りました。財産管理制度では、全体で手続に半年以上かかると自治体が懸念されておりましたが、これも、裁判所の審理、これはきちんと資料を整えていただければ最短三週間で可能になりますし、土地収用手続では、事業認定、申請から認定までの通常三ヶ月かかるところを二ヶ月。それから、復興事業については、収用手続についても、任意買収に取りかかったと並行して土地収用の進行、これをルール化しようということで、これは早まりますからという対応措置もやりました。加えて、権利者調整や補償説明事務を補償コンサルタントに外注することを促進しようと。

さらに、実際運用する市町村の皆様がこの用地取得手続に必ずしも十分に精通されていないということもありますので、やはり私は、具体的な制度の加速化措置を講じましたが、これに加えて、実務者支援チームによつて被災市町村をきめ細かく支援する必要がある。ですから、被災市町村に実務者支援チームを送り込む。そして、あるいは外注に必要な仕様書、積算基準、あるいは外注事例を提供する。あるいは補償コンサルタントのリストを提供する。

要は、今回、委員もこれまでさまざまな提言をしていただきました。そこで、我々も、財産管理制度あるいは土地収用手続、ここまで迅速化した事例は今までにないと思いますが、今回、それら

の軽減を図つておりますし、あるいは財産管理制度や土地収用制度の手続に要する期間、これの大半が短縮も図りました。財産管理制度では、全体で手続に半年以上かかると自治体が懸念されておりましたが、これも、裁判所の審理、これはきちんと資料を整えていただければ最短三週間で可能になりますし、土地収用手続では、事業認定、申請から認定までの通常三ヶ月かかるところを二ヶ月。

○階委員 多分、大臣のところにも、被災地の首長さんなどから、土地の問題が大変だ、これが最大の復興のおくれの原因だというお話は届いていると思うんですね。

きょう、ぜひ委員の皆様にも資料三の実態というのを御認識いただきたいと思います。こういう実態をもとにし、どうやつたら復興を進めいくか、既存の制度だけではもう回らないんじやないかということで、そこは今までも努力されてきたことは十分認めますけれども、もう本当に事態は深刻だということで、ぜひここは、与野党を超えて議員立法でもしていいたらどうかというぐらくな話だと思っております。政府の方ではなかなか立法を取り組んでいただけないようなので、これは議員立法でやるしかないのかもしれません。

ただ、もう一つ言われていることとして、資料四を見ていただきたいと思います。これはことしの三月なんですが、国交省の方から、土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策ということで、これも御努力されたんだと思いますが、この「早期工事着手のための方策」という中で、「また、仮換地指定の前であつても、法第七十八

をまとめて、用地取得促進加速プログラムという形でお示しをいたしました。

これから大事なのは、委員のこの資料三にもありますように、こういう状況、これは精査しなければならないと思いますが、やはりそれぞれの市町村でどういう課題、問題を抱えているのか、これは事案に即して丁寧に我々も支援していく必要があると考えております。

○階委員 多分、大臣のところにも、被災地の首長さんなどから、土地の問題が大変だ、これが最大の復興のおくれの原因だというお話は届いているのではないかということで、ここは一歩進めて、起工承諾を得られないところでも順次工事を実施するようなことも考えないといけないのかな

て、起工承諾を受けることでも、かさ上げのための盛り土がされている、かさ上げのための盛り土がされているということで、これもまた効率的な工事という工事を実施することが可能」というのがあります。これによつて実際工事が始められているところもあるんです。

今何が問題かというと、虫食い状に盛り土がされている、かさ上げのための盛り土がされているところで、これもまた効率的な工事という工事の御見解をお願いします。

○根本国務大臣 これは土地区画整理法の運用の問題だと思います。

起工承諾、これについては、この通知については、工事の早期着手のために、仮換地指定前でも工事実施について地権者の同意を得られた箇所から順次工事を実施する方策であつて、これは任意、法定外の手法であります。

それで、今の盛り土の問題はちょっと私も検討させていただきたいと思います。これはことしの三月なんですが、国交省の方から、土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策ということで、これも御努力されたんだと思いますが、この「早期工事着手のための方策」という中で、この場で断定的に解釈をする。これは控えたいと思いますが、盛り土の問題で委員が指摘されたこ

とについても私も検討を指示しておりますので、かかるべく検討して、どういう運用になるのかとすることを明らかにしていきたいと思います。

今直ちに区画整理法の運用について、この場で、

今の先生のおつしやつたのは、起工承諾を盛り土の場合でもやればいいじゃないかという御趣旨：

（階委員）「いえ、違います。起工承諾を不要として着工を進められるようにしたら、虫食い状にならないのではないかという問題意識です」と呼

ぶ）
今の運用では、仮換地指定を行つた後、地権者の同意がなくとも工事を実施することは可能といふことで、起工承諾という手続をとつてゐるわけですね。

だから、そこは実態がどういう状況なのかといふことで、私も今つぶさにそこは頭が整理できませんでしたので、今の体系の中では、仮換地指定前であつても地権者の同意で工事を実施することが可能で、仮換地指定までに、土地区画整理事業の土地区画決定、事業の認可、そして、地権者から選挙で選ばれる土地区画整理審議会での仮換地指定についての審議という手続を経た上で、地権者の同意なくして工事を実施することが可能となつてゐる、これは実際の運用であります。

今の盛り土の問題について、これがどういう対応になるのか、それは私もちよつと、具体的な専門的な内容ですから、検討をさせて、かかるべき対応を考えてみたいと思います。

○階委員 あと、自力再建をしたいと考える方も結構いらっしゃると思うんですが、その場合に、

自分はどれだけのお金要用意すればいいんだろう

ということで、あるいは、どれだけお金がかかるんだろうかという、要するに入りと出のお金の見積もり、これがなかなかわかりづらいんですね。

いろいろな制度がありますけれども、それを個別に説明されてもなかなかわからないということです、例えば資料六のよう、これは宮古市の事例ですけれども、一応フローチャートになつておりますけれども、これを多分仮設住宅にお住まいの御年配の方が見ても、まず、ちょっと字が小さ過ぎてよく見えないというのもありますし、非常に細かい話が多くてピンとこないと思うんですね。

私が被災地を回つているときに、釜石市のガイドブックというものが大変これはいいなと思ったので、その後、資料七からつけさせていただいておるんですが、シミュレーションということで、防災団体移転促進事業、つまり高台に移るときに自力で再建する場合、それから高台に移るときに復興公営住宅に入居する場合、これはシミュレーションの二です。

それから、土地区画整理事業、自分の土地を土地区画整理でかさ上げするなどしてそこに家を建てたり、あるいは公営住宅に入居する場合といふことで、それぞれの場合に分けて、次の八ページ、九ページ、十ページに、幾らお金がかかるかというのを見積もつて、それに対して補助が幾ら受けられるのかというふうなことから、最終的にどの程度の負担があるんだろうということを示したものです。こういうものが身近に入手できると、非常に私は自力再建をしようとする方の参考になる

んではないかと思つております。

ただ、そこでちよつと戻つていただきて、資料五なんですけれども、岩手県の沿岸十二市町村の住宅再建に係るガイドブック等の作成状況といふことで、これは復興庁の協力によつてまとめたものなんですが、ちょっと釜石市の例をさつき挙げたんですが、ここに大槌町とあるのは誤表示です。

これは、済みません、訂正させてください。
ガイドブック、先ほどのシミュレーションの形式を盛り込んだものが、釜石と大槌町ぐらいなんですね。ほかのところはなかなか、さつきの宮古市の事例のように、一応ガイドブックなるものは、あるいはサポートブックみたいなものはつくつたりして、それでも、わかりづらいということで、私は、

被災者に寄り添つてこういう情報提供はするべきだと思ってますから、こういうガイドブック、シミュレーションを含んだ形式で、ぜひ、岩手県に限らず、自治体ごとにつくるべきではないかと思うんですが、大臣、この点、いかがでしようか。
○根本国務大臣 委員の貴重な御指摘だと思ってます。

被災者の住宅再建支援に当たつては、これまで、国としても、被災者向けに生活再建ハンドブックを作成して、住宅再建に関する支援策や相談窓口などについての情報提供を行つてまいりました。

また、住宅金融支援機構を通じて、住宅再建相談会の開催やホームページ上の資金繰りシミュレーションを可能とするなどの取り組みを進めてきております。

これは復興庁としての支援措置ですが、被災自

治体が各地域の住宅事情や復興まちづくりの状況などに応じて実施している専門家による住宅ローン相談会の開催、あるいは、今委員の御提言のあつた住宅再建支援策に関するパンフレットの作成、配布などの取り組みに対して、復興交付金を活用して支援しております。

これはやはり、実は私もこれを見させていただいているのですが、市町村によって、今、釜石でも、住宅を建てる方への補助制度も独自のものも用意しておりますので、これは、市町村によってシミュレーションについての前提に多少幅が出てくると思いませんから、一般的な住宅再建ハンドブック、これは国でも用意しておりますが、先生の御趣旨からすると、市町村によってそれぞれの独自の補助制度もありますので、これは、市町村によってわかりやすいハンドブックをつくることが効果的かなと思います。そこは我々も復興交付金を活用して支援をしておりますので、そういう形で支援をしていきたいと思います。

○階委員 シミュレーションの中で、収入の部を見ていただくと、結構影響が大きいのは、被災者生活再建支援金のうち、加算支援金二百万円が入るかどうかということなんですね。仮設住宅でいろいろお話を聞くと、結構言わるのが、この加算支援金、いつまで申請が認められるのかといふことです。これは、私の知り合いの弁護士の方が、仮設住宅を回っていると一番多く寄せられるのはそういう声だと言つていました。私も、回つそこで、生活再建支援金、これが、資料八、手

書きの十一ページを見ていただきたいんですが、今、こういう通達、平成二十三年の十一月三十日の通達によって、再延長については、一年を超えない範囲の期間を繰り返し設定できるということが一番下に書いてありますけれども、ここは、一年ごとに再延長ということではなくて、復興には長い期間がかかるということで、前広に延長期間を定めていた方が安心できるのではないかということです。

例えば、今、加算支援金を申請済みの世帯が、さつきの会計検査院の調査結果によれば十万世帯あるんだそうですが、全壊と半壊、合わせて四十戸ぐらいは全壊、半壊で加算支援金を申請していない。もちろん全てが申請ではありますけれども、こういう状況の中で、今後も申請が続々見込まれる中で、前広に申請期間延長を認めているのではないかと思うんですが、この点、簡潔にお願いします。

○根本国務大臣 被災地でのまちづくり、住宅再建、委員がおつしやられるとおり、これはかなり時間がかかりますから、私も、時間軸を持って考えていく必要があると思います。その問題意識は私も共有しております。

今のお尋ねの支援金の申請期間の延長、これについては、内閣府の担当統括官名で出されてあります、やむを得ない事情によって被災世帯の世帯主が期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるとき、こういうケースでは、都道府県の判断で申請期間を延長することが可能と

なっております。

具体的に、例えですが、東日本大震災被災地における加算支援金の申請期間、既に、岩手県、宮城県及び福島県においては平成三十年四月十日、千葉県においては平成二十七年四月十日まで延長されているところであります。東日本地域においては平成三十年四月十日まで延長されております。

内閣府において、被災された方に着実に支援金が支給されるよう、関係都県の状況をよく伺いながら適切に支援されるものと承知をしております。内閣府通知においては一定の目安を示しておりますが、延長及び再延長の判断は都道府県が行うこととなつておりますので、所管の内閣府において、関係都県の状況をよく伺いながら、適切に助言されるということを私も期待しております。

○階委員 大臣、申しわけないんですが、この後稻田行革担当大臣にも質問しなくてはいけないの

で、手短に答弁をお願いします。

震災関連死について二、三お伺いしますけれども、まず、震災関連死の数をどのようにして把握されているのかということをお願いします。

○根本国務大臣 震災関連死の数につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、当該災害弔慰金の支給の対象となつた方の数の集計結果を活用して、東日本大震災における震災関連死の数を把握しております。

これに当たつては、全国の地方公共団体の協力を得て、当該集計結果を半年に一度、復興庁に御報告いただいているところです。

○階委員 災害弔慰金の支給結果をもとに数字を出していらっしゃることで、資料九、十二ページから十四ページにかけて、これは、岩手、宮城、福島の各自治体ごとの災害弔慰金の支給に関するデータなんです。

審査会に申し立てられた件数が、例えば、十二ページ、岩手でいいますと五百五十三件。県設置とか市町村設置となるのは、因果関係に疑問がある場合は市町村の窓口ではすぐには払えないということで、審査会に審査を申し立てるわけですね。これが当該自治体にあれば市町村設置ということになるんですが、自治体では審査会がなくて、県に委託して設置しているものもあるということで、審査会の審査の件数というのが、県の場合と市町村の場合で、五百五十三件、百十八件というのがあるということです。

そのうち、因果関係ありやなしやということで、県設置でいうと三百五件と二百四十六件、あるものが三百五、ないものが二百四十六ということです。ただ、ここで御注意いただきたいのは、発災から六ヶ月を境にして、発災から六ヶ月を過ぎると、因果関係があると認められるものと認められないものの数字が逆転するわけですね。県の場合でいうと、六ヶ月より前であれば、因果関係ありと認められたものは二百七十七、なしと認められたものが八十二、それが六ヶ月を過ぎますと、因果関係がありが二十八、なしが百六十四と逆転します。次のページ、宮城に行きますと、そもそも宮城の場合は県の審査件数自体少ないんですけども、

六ヶ月前であると、因果関係ありが三十五、因果関係なししが四十一なんですが、六ヶ月を過ぎると、そもそも申し立て件数 자체が激減しております。島の各自治体ごとの災害弔慰金の支給に関するデータなんです。

これを見て何を言いたいかというと、二枚ぐらいいめくつていただきますと、手書きの十五ページです。これは、中越大震災のときの関連死認定基準というものを、今回の震災の後も、参考にしてくださいということで、国から自治体に配ったものです。

死亡までの経過期間、これが六ヶ月以上経過する、震災関連死でないという推定が働くということになりますと、これだとなかなか、審査会の方で、因果関係があるとは認めにくいのではないか。

こういうことを踏まえると、震災関連死の認定が適切になされるために、この基準はあくまで参考程度のものであって、実態に照らしてきちんと審査していただきねということを改めて国から自治体に言うべきではないかと思うんですけども、この点、いかがでしようか。

○階委員 因果関係あり、なしにかかわらず、そこで亡くなっていることは間違いないわけですね。こうした事例の中に、実は今後の震災関連死を防ぐヒントが隠されていると思つております。

これからまだ仮設住宅で長く住まわなくてはいけない方もたくさんいらっしゃるわけで、かつ、東北は寒いですから、これから厳しい、寒い冬の時期になるわけで、過去の事例を分析して、震災関連死の再発に、役立てるべきではないかと思つております。この点について、大臣のお考えをお伺いします。

○根本国務大臣 委員がおっしゃられるとおり、東日本大震災の被災者におかれでは、いまだに仮設住宅などで不便な生活を強いられている方が多々いらっしゃる、その仮設住宅暮らしが非常に長期間にわたることになるということは、私も、委員と同じように認識をしております。

その対応ということですが、やはり第一には、住宅再建を早く進めて、仮設住宅などから恒久的

ます。災害弔慰金の支給に当たっては、この制度に基づいて、市町村が個々の被災者に対しても適切に認定を行つてあるものと承知をしております。内閣府からは、その適切な認定のために、都道府県を通じて市町村に、過去の災害、これは今この資料にあるとおりだと思いますが、過去の災害における災害関連死に係る災害弔慰金の支給判定に、内閣府からは、その適切な認定のために、都道府

な住宅に一刻も早くお移りいただけるように、住宅再建・復興まちづくりの加速化に取り組んでいくことが必要だと考えております。

卷之三

第二に、それまでの間についても、委員が御指摘のとおり、適切に健康面、生活面での総合的な対策を講じることが重要であると考えております。被災者の皆様のさまざまなストレスを軽減するため、国、地方公共団体、民間団体などが連携して被災者の見守り活動などの孤立防止や心のケアにも取り組んでいるところであります。この点からも、このテーマ、問題にしっかりと取り組んでいきたいと思います。

○階委員 私がいただいた資料をもとに震災関連死の数を推計したところ、大体、九月末現在で二千七百五十六人、まだ二千人未満である。直接二千六百二十二人

千七百五十六人ぐらいてした。直接亡くなつた方が
がことしの八月九日時点で一万五千八百八十三人
行方不明者が二千六百五十六人ということですか
ら、もう震災関連死の数がいかにふえているかと
いうことも御認識いただきたいと思います。

震災関連死を食いとめるという、」ことは二次災害を防ぐということでもあります。ここは、復興庁、ぜひワンストップでお仕事をされていただきたいと思います。内閣府の仕事だというのではなくて、震災関連死をぜひ食いとめるためにあらゆる手立てを講じていただきたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、復興予算については、いかに復興を迅速に進めるかというだけではなくて、復興予算の流用をいかに防ぐかという論点も非常に大事です。実はその点に関しては、ここの大決算行政監視委員

会で昨年、国会仕分けの対象にもしました。

取り上げた七つの事業についてこの委員会で決

また、先ほど委員御指摘のように、衆議院の決算行政監視委員会において指摘された七点については、ほぼ改善がされているかと思います。

全国向けの予算、基金については、二十四年度

補正予算及び二十五年度当初予算において、これ

を原則全廃しております。また、全国向け基金について、執行済みのものなどを除く千四百二十八

億円について、財務大臣及び復興大臣から国への返還を受け、その返還の後各工場へ運び込まれた。

返還等を要請するなど
るものと承印をいたしております。

○階委員 行政事業レビューのシートは全事業についてつくつているんだと思うんですが、いわゆる公開の場で、この事業はどうなのがいいのかというのを今回、件数が少なくなる中で、復興事業は取り上げられなかつたと伺つております。

私としては、行政は行政で自己チエツクという

のが大事なんですけれども、やはり、国会の場で行政府の予算の使われ方は問題ないかどうかチエックする、我々がやつた国会仕分けという取り組みが大事だと思っています。

国会仕分けをやるときに、総務省の行政評価局にも大変御協力いただきました。今後、国会仕分けをやるとなつた場合、総務省としてはどのような御協力をいただけるのか、御答弁願えますか。

○上川副大臣 決算行政監視委員会におかれましては、決算の審査そして行政監視に関しまして精

力的に調査を進めておられることに対し、心から敬意を表したいというふうに存じます。

当委員会の国会版事業仕分けにつきましては、立法府における行政の監視として、これまで大き

な成果を上げてこられたというふうに承知をして
いるところでございます。

当委員会の御関心事項につきましては、行政評
価局の持つております有益な情報につきまして、
必要に応じて積極的に提供するなど、これからも
連携をしてまいりたいというふうに思つております。

国民のために不斷の行政改革ということでござ
いますので、それに向けて協力、連携をしてまい
りたいと思います。

○階委員 実は、この質問は新藤総務大臣にした
かたところでありまして、と申しますのも、新
藤総務大臣が、この決算行政監視委員会の委員長
だったときに、リーダーシップを發揮されてこの
国会仕分けを始めたということで、そのときに、
民主党政権だったんですけども、民主党政権と
しても、行政の無駄遣いを排するためには、この
国会の場で、公開の場で与野党が全力を尽くして
事業の点検をしていくべきだということで、野田
総理のときにこういうことを始めたわけですね。
今、政権はかわりましたけれども、ぜひ、この
国会仕分けという憲政史上初の取り組みをさらに
大きく発展させていただけるよう委員長に切にお
願い申し上げまして、私からの質問を終わります。
ありがとうございました。

○松浪委員長 後刻、理事会で協議いたします。